

快適 自然環境と都市環境とが調和した住みやすいまちづくり

(5) 自然環境の保全と住環境の充実

⑮快適で潤いのある住環境をつくる



現状と課題

- ◆駅周辺のにぎわい再生のため、道路・公園等の生活基盤整備が必要です。
- ◆幅広い世代が多様な居住スタイルを選択できるように、質の高い住環境整備が必要です。
- ◆空き家の増加は、防災、景観および生活環境の保全上多くの問題を生じさせ、さらには地域の活力を低下させる原因となることから、空き家等の増加を抑制する取組が求められています。
- ◆市営住宅が老朽化しており、良質な住環境を提供するためには長寿命化を目的とした計画的修繕が必要です。
- ◆坂越地区や加里屋地区では、景観に配慮した公共施設の適正な維持管理や地域住民と協働による都市景観の保全が求められています。
- ◆大規模な建築物や屋外広告物は、周辺の都市景観に与える影響が大きいことから、市街地景観との調和を図り、良好な都市景観の形成が求められています。

施策の方針

快適で機能的な住環境の形成に向けて、区画整理事業による市街地を整備します。

空き家等対策については、周辺に悪影響を及ぼす特定空家※1等の解消に取り組むとともに、空き家等の増加を抑制するため、空き家を活用した移住・定住や古民家再生による地域の活性化を促進します。また、働き方改革等によるテレワークの普及等に鑑み、二地域居住※2や二地域就業※3のために空き家を活用する等、総合的かつ計画的に取組を推進します。

市営住宅については、長期的視点にたった維持管理を行い、良質な住環境を提供します。

都市景観については、豊かな自然環境や地域の歴史文化と調和のとれた秩序あるまちづくりを推進し、快適で美しい景観の保全と形成を図ります。特に、坂越地区や加里屋地区における市街地景観形成地区※4においては、景観に配慮した公共施設の維持管理を適正に行うとともに、景観助成により地域住民と協働して都市景観の保全と形成を推進します。

- ※1 特定空家……………そのまま放置すれば著しく保安上危険な状態（倒壊等）、著しく衛生上有害な状態、著しく景観を損なう状態、その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空き家。
- ※2 二地域居住……………都市部と地方部にそれぞれ生活の拠点をもち、例えば平日は都市部で仕事をして暮らしながら、週末などの休みには地方部で趣味などのゆとりある生活を過ごすライフスタイル。
- ※3 二地域就業……………都市部に所在する企業が、例えばサテライトオフィスなどを地方部におき、その両方に同じような業務環境を構築することで都市部または地方部のいずれにおいても就業が可能となるような就業スタイル。
- ※4 市街地景観形成地区…すぐれた市街地景観を創造し、または保全する必要がある地区について、地区の目指すべき景観に応じた景観形成基準を定めるとともに、地区内では建築物等の新築・増改築などの行為についての届出を通じて、地区の景観の形成を図るもの。